

今後の地域医療構想推進委員会の進め方について

○本県における今後のスケジュール(予定)については以下のとおり。「医療機関」のスケジュールはイメージ

	平成29年度		平成30年度				平成31年度以降	
	～平成30年3月		～平成30年6月	～平成30年9月	～平成30年12月	～平成31年3月	平成31年4月以降	
国 (↓：進捗確認)	地域医療構想の進め方に関する議論		↓ (今後さらに議論を継続)					
県 (地域医療構想推進委員会)	<p>&lt;平成29年度 第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランの提示</li> <li>○非稼働病床について現状の把握と共有</li> <li>○回復期病床整備事業の制度(予定)説明</li> </ul>		<p>↓</p> <p>意見、質問の取りまとめ → 対応案の整理</p> <p>↓</p> <p>意見、質問の取りまとめ</p> <p>↓</p> <p>回復期病床整備事業申請受付(1回目)</p>	<p>&lt;平成30年度 第1回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○プランに対する質問等を踏まえた具体的な対応方針の協議</li> <li>○具体的な対応方針の決定</li> <li>〔○その他の医療機関の対応方針について〕議論</li> <li>○非稼働病床を有する医療機関への対応方針について議論</li> <li>○回復期病床整備事業に関する意見聴取(1回目)</li> <li>○平成29年度病床機能報告結果の共有</li> </ul>		<p>↓</p> <p>回復期病床整備事業申請受付(2回目)</p>	<p>&lt;平成30年度 第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○その他の医療機関の対応方針について議論</li> <li>〔○協議の継続 ○必要に応じてプランの修正について議論〕</li> <li>〔○非稼働病床を有する医療機関への対応方針に基づく取組〕</li> <li>○回復期病床整備事業に関する意見聴取(2回目)</li> </ul>	<p>↓</p> <p>&lt;平成31年度 第1回以降&gt;</p> <p>機能ごとに具体的な医療機関名を挙げたうえで、機能分化、転換等の具体的な決定に向けて協議を継続する。</p>
医療機関 (病院団体協議会等の自主的協議)			○協議	(○研修等)	○協議	(○研修等)		

(参考)

地域医療構想の進め方に関する議論の整理(抄) <第10回地域医療構想に関するワーキンググループ(平成29年12月13日)>

1. 地域医療構想調整会議の協議事項

「経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)」においては、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する」こととされていることを踏まえ、都道府県においては、毎年度この具体的な対応方針をとりまとめること。この具体的な対応方針のとりまとめには、地域医療構想調整会議において、2025年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の①2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割、②2025年に持つべき医療機能ごとの病床数を含むものとする。

(1) 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針の決定への対応  
公立病院、公的医療機関等2025プラン対象医療機関、その他の医療機関(担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院等)について具体的な対応方針を協議する。

(2) 病床が全て稼働していない病床を有する医療機関への対応  
病床が全て稼働していない病床を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病床を稼働していない理由、②当該病床の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求める。

(3) 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

2. 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

(1) 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績  
個別の医療機関ごとの各病床における急性期、回復期、慢性期医療に関する診療実績を提示する。  
高度急性期機能又は急性期機能と報告した病床のうち、明らかな疑義のある報告については、その妥当性を確認する。

(2) 個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況  
個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況を提示する。

(3) 公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランに記載すべき事項  
プランを策定する医療機関は、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報などを記載する。  
都道府県は、個別の医療機関ごとの情報を整理して提示する。